

日本学生支援機構

給付奨学金

採用時説明資料

日本学生支援機構の給付奨学金に関する採用時の説明を始めます。

● 給付奨学生証 (給付奨学生採用決定通知)

※「給付奨学生のしおり(全体版)」は日本学生支援機構のホームページに掲載しています。
必ず確認するようにしてください。

まず、配付資料を確認します。

皆さんのお手元に、「給付奨学生証」があるか確認してください。
また、その「給付奨学生証」がご自分のものであることを確認してください。

給付奨学生証の裏面の「給付奨学生のしおり(ダイジェスト版)」を確認し、さらに日本学生支援機構のホームページ掲載してある「給付奨学生のしおり(全体版)」を必ず確認するようにしてください。

- 給付奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと

次に、給付奨学生としての心構えと知ってほしいことを説明します。

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。**
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。**
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。**

皆さんが採用となったこの給付奨学金は、消費税率引上げによる財源を活用して国が実施する給付型の奨学金です。

給付奨学生としての心構え

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

知ってほしいこと

在籍報告（毎年4月・7月・10月）

（採用初年度は、7月・10月）

※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込みが止まります。

適格認定（家計）（毎年10月）

給付家計急変採用の場合は、3か月ごと

※確認の結果、奨学金の支給を停止することや支給額が変わることがあります。10月以降の支援区分は、スカラネット・パーソナルで確認してください。

奨学生として学生生活を送るうえで、奨学金に関する手続きの説明は必ず受けてください。

奨学金支給中の手続きには、主に4つあります。

1つ目は、在籍状況や通学状況を4月、7月、10月に報告する「在籍報告」です。皆さんが学校に在籍していることや生計維持者などについてインターネットを通じて報告します。

2つ目は、家計状況により毎月の支給月額を見直す、「家計による適格認定」です。確認の結果、10月以降の奨学金の支給を停止することや支給額が変わることがあります。

なお、「家計による適格認定」は提出していただいたマイナンバー等を利用して、日本学生支援機構が行います。

給付奨学金継続願の提出（毎年12月～2月）

※来年度も継続して給付奨学金の支給を希望する場合は、
毎年1回インターネットを通じて「給付奨学金継続願」を提出します。

適格認定（学業）（毎年学年末）

※学業成績等を総合的に審査し、給付奨学金継続の可否等を判断します。
結果によっては、給付奨学金の支給が廃止や停止となることがあります。
また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

3つ目は、「給付奨学金継続願の提出」です。

毎年12月～2月ごろに、インターネットを通じて「給付奨学金継続願」を提出します。
年に1回、1年間の受給状況などを確認し、来年度も奨学金の継続を希望するか
どうかの手続きを行います。

4つ目は、「学業による適格認定」です。

学業成績などの観点により、奨学金の継続が認められるか学校が判定し、日本学
生支援機構に報告します。

その報告を受けて、日本学生支援機構は奨学金の継続や打ち切り等の必要な措
置を行います。

成績不振が著しい場合などは、支給済みの給付奨学金の返還を求めることがあり
ます。

（なお、2年制以下の課程や、高等専門学校においては、「学業による適格認定」
は半年ごとに実施します。

ただし、「給付奨学金継続願」の提出は、年に1回のみとなります。）

採用後の提出が必要なもの

自宅外通学の取扱いについて



給付奨学生のしおり
8ページ、11ページ

- 申込時に自宅外通学を選択した場合でも、自宅通学の給付月額で振込が開始されます。
- 自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、学校に申し出て、所定の用紙（「通学形態変更届(兼自宅外証明書送付状)」）と証明書類（アパートの賃貸借契約書や入寮許可証のコピー等）を提出してください。

※自宅外通学の要件：日本学生支援機構ホームページの「自宅外通学要件確認チャート」を確認。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>

- 所定の用紙や証明書類に基づいて審査が行われ、不備がなければ審査完了後に、自宅外通学が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

※提出が遅れた場合は、証明書類が提出された月から自宅外通学の給付月額に変更されます。速やかに不備なく書類をととのえてください。

※証明書類の提出期限は必ず学校に確認してください。

自宅外通学の取扱いについてです。

申込時に自宅外通学を選択した場合でも、自宅通学の給付月額で振込が開始されます。

自宅外通学の給付月額の支給を希望する方は、学校へ申し出て「通学形態変更届(兼自宅外証明書送付状)」を受け取り、証明書類とあわせて提出期限までに学校へ不備がないように提出してください。

自宅外通学の要件は、日本学生支援機構ホームページにある「自宅外通学要件確認チャート」を確認してください。

提出期限までに不備なく提出された場合は、機構での書類審査完了後に、自宅外通学が認められた月からの自宅外月額との差額がまとめて振り込まれます。



● 他の国費（※）による給付金との重複

奨学生本人が他の国費（※）による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。他の国費による給付金を受ける場合及び支給が終了した場合は学校に申し出てください。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金訓練手当」

● 在留資格等の変更（外国籍の場合）

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、証明書類の提出が必要です。所定の用紙（給付奨学金「在留資格証明書類」提出書）と証明書類（「在留カード」のコピー等）を学校に提出してください。

※在留資格の要件：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（将来日本に永住する意思のある人に限る。）

あなたが他の国費による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。

他の国費による給付金を受ける場合及び支給が終了した場合は届出が必要ですので、学校に申し出てください。

なお、生計維持者が他の国費による給付金を受けている場合は、給付奨学金の支給を受けることができます。

外国籍の場合、奨学金の支給を受け続けるためには、在留資格等の要件を満たしていること、及び在留期間が満了していないことが必要です。

いずれかを満たさなくなった場合、給付奨学金の支給が止まります。

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、「在留カード」のコピー等の証明書類及び「給付奨学金「在留資格証明書類」提出書」（所定の用紙）を学校に提出してください。

家計が急変した場合



定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、**家計急変採用の取扱いへと変更**することができます。速やかに学校に相談してください。

- A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る。）
- D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記A～Cのいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合であって、上記の事由A～Cのいずれにも該当しない場合には、事由Dに類するものとして取り扱います。

※家計急変採用の取扱いに変更した後は、3ヶ月ごとの支援区分の見直しがあり、変更前の定期的な募集による採用の取扱いへと戻すことはできません。

定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、家計急変採用の取扱いへと変更することができます。

希望者は、速やかに学校に相談してください。

- A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る。）
- D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記A～Cのいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合であって、上記の事由A～Cのいずれにも該当しない場合には、事由Dに類するものとして取り扱います。

なお、家計急変採用の取扱いに変更した後は、3ヶ月ごとに支援区分が見直され、変更前の定期的な募集による採用者の取扱いへと戻すことはできません。

連絡が必要なとき

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
<input type="checkbox"/> 休学・留学※学籍が「休学」の場合・復学	<input type="checkbox"/> 転学・編入学
<input type="checkbox"/> 他の国費受給	<input type="checkbox"/> 転学部(科)
<input type="checkbox"/> 停止(奨学生による申出)	



給付奨学生のしおり

10ページ～11ページ、15ページ～19ページ

続いて、奨学金担当窓口への連絡が必要なときについて説明します。

在学中に奨学金が不要になった場合などは、奨学金担当窓口へ連絡が必要となります。

特に、休学したり退学したりする場合には、何月分まで奨学金を受け取ることができるかを、学校で確認する必要があります。

受け取ることが出来ない月以降に、振り込まれてしまった奨学金は、皆さんが金融機関に行って返金しなければなりません。

休学や退学の予定がある場合は、すぐに、奨学金担当窓口へ連絡してください。

また、それぞれの願い出には、提出期限があります。

提出期限を過ぎてしまうと受付できないこともありますので、期限は必ず守ってください。



用語説明

スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは

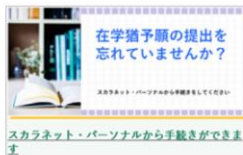


独立行政法人
日本学生支援機構
JAS/O Japan Student Services Organization



給付奨学生のしおり
35ページ

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。
「給付奨学金継続願」や「在籍報告」の提出もスカラPSを通じて行います。



スカラPS

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

ログイン・
新規登録ボタン

moon_student_services_organization

Page.12

スカラネット・パーソナルでは、奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等などを行うことができます。

また、在学中、奨学金を継続するには、スカラネット・パーソナルを通じて、「給付奨学金継続願」や「在籍報告」を提出することになります。

「給付奨学生のしおり」を参考に、できるだけ早めの登録をお願いします。



日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**給付型の奨学金**です。

- 毎月、奨学金の振込みを確認するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 学校に在籍していることを定期的に日本学生支援機構に報告する必要があります。しっかりと内容を確認のうえ、正確に報告してください。
- 奨学金に関する説明は、必ず確認し、書類の提出期限は守ってください。
- 休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口へ届け出てください。
- 給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。⇒「併給調整」

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。

最後に繰り返しとなりますが、日本学生支援機構の奨学金は国が実施する給付型の奨学金です。

- ・ 毎月、奨学金の振込みを確認するため、振込口座の通帳に記帳してください。
- ・ 学校に在籍していることを定期的に日本学生支援機構に報告する必要があります。しっかりと内容を確認のうえ、正確に報告してください。
- ・ 奨学金に関する説明は、必ず確認し、書類の提出期限は守ってください。
- ・ 休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口にも必ず届け出てください。
- ・ 給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。これを併給調整といいます。調整後の貸与月額は給付奨学生のしおり39ページで確認してください。なお、調整の結果、第一種奨学金の返金を求める場合があります。

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。